

（仮称）南相馬市認知症と共に歩み笑顔で支え合うまち条例（素案）の概要

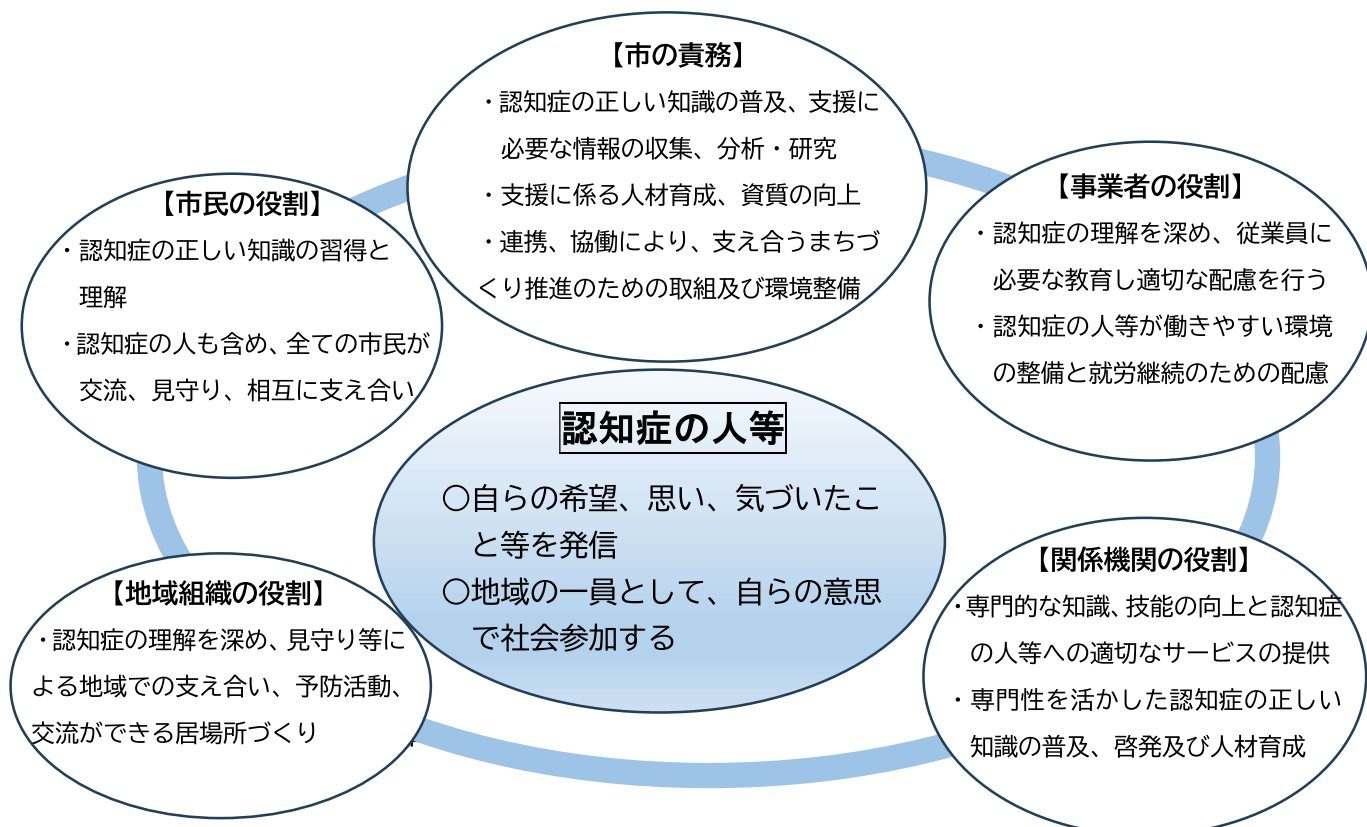
1. 条例の趣旨

認知症の人をはじめ誰もが自身の意思が尊重され、尊厳を保ち、自分らしく安心して暮らせること、認知症を他人事とせず自分事をして捉え、認知症の正しい理解を深め、予防と備えをすることが重要であると考え、3つの基本的な考え方を定めることにより、それらを、認知症の人等を取り巻く全ての人々が相互に連携し、共に支え合うまちを目指します。

《認知症施策推進のイメージ》

基本理念

- ①認知症の人をはじめ誰もが、一人ひとりの意思が尊重され、尊厳を保ち、自分らしく安心して暮らし続ける。
- ②認知症を他人事とせず自分事として捉え、認知症の正しい理解を深め、予防と備えをする。
- ③すべての市民、事業者、地域組織及び関係機関が互いに連携し、共に支え合うまちを目指す。



- (1) 高齢化率の進展に伴い、国の認知症高齢者数は、2040(令和22)年には高齢者の6.7人に1人が見込まれており、本市の認知症の人の将来推計においても、2040(令和22)年には、3,008人と推計され、認知症対策は喫緊の課題となっています。

※2040(令和22)年:団塊ジュニア世代の方が65歳になる年

【2040年 南相馬市の高齢者数及び認知症者・軽度認知障害者数(推計)】

2040(令和22)年 65歳以上の人口 20,185人
(出典:南相馬市人口推計:企画課)

認知症の有病率 14.9%	⇒ 南相馬市 認知症者数	<u>3,008人</u>
軽度認知障害(MCI)の有病率 15.6%	⇒ 軽度認知障害(MCI)者数	<u>3,149人</u>
	計	<u>6,157人</u>

(出典:認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究)

- (2) 東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の影響により、単身高齢者世帯及び高齢者のみ世帯の増加がみられ、さらには長期化したコロナ禍の影響も大きく、他者との交流や外出の機会が減るなど、環境の変化や家族・地域の支え合う力が低下し、認知症の発症や進行の加速にもつながる可能性が高い状況となっています。
- (3) 国においては、令和6年1月に「認知症基本法」を施行し、認知症高齢者との共生社会の実現を推進しており、本市としても実効性のある認知症施策を推進する必要性があります。

※共生社会:認知症の人が尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会で共に生きるという意味です。